

## 浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付規程

令和5年1月23日制定

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰に伴う農業者経営の影響を緩和し安定的な経営を図るために、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等が、市内農業者が負担する肥料費上昇分の一部を補助する場合及び市内農業者個人が負担する肥料費上昇分の一部について、予算の範囲内において浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、浦添市補助金等の交付に関する規則(平成24年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(補助対象事業、経費、事業実施主体、補助金額及び補助率)

第2条 本事業において補助の対象となる事業、経費、事業実施主体、補助金額及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が定める日までに浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(個人の場合は、(2)及び(3)は不要とする。)を添えて提出しなければならない。

- (1) 肥料価格高騰緊急対策事業 事業概況書兼誓約・同意書(別添1)又は肥料価格高騰緊急対策事業 誓約・同意書(別添1)(個人用)
- (2) 肥料価格高騰緊急対策事業 参加農業者名簿(別添2)
- (3) 肥料価格高騰緊急対策事業 参加農業者申請書(別添3)
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の交付申請にあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定等)

第4条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは、浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金不支給決定通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたり、市長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

（申請の取下げ）

第5条 補助金の交付決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内にその理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（重要な変更の承認）

第6条 補助事業者は、別表にある重要な変更を行うときは、浦添市肥料価格高騰緊急対策事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、事前に承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（概算払）

第8条 市長は、必要と認める場合、補助金の交付決定の後に、当該交付決定額の10割を限度に補助金を概算払できるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を請求するときは、浦添市肥料価格高騰緊急対策事業概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第9条 補助事業者は、規則第11条の規定に基づき市長が報告を求めたときは、浦添市肥料価格高騰緊急対策事業遂行状況報告書（様式第6号）を市長に速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い期日までに浦添市肥料価格高騰緊急対策事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命じる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納の期間に応じて年利10.95%で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、第7条の事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第4条の決定の内容(第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、第11条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及

び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第9号）を市長に速やかに報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

（精算払請求）

第14条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとする場合は、浦添市肥料価格高騰緊急対策事業精算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（証拠書類等の保管）

第15条 補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

## 附則

（施行期日）

第1条 この規程の施行は、令和5年1月23日から施行する。

（失効）

第2条 この規程は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第11条から第15条に掲げる規定は、令和5年3月31日以降もその効力を有する。

## 別表

補助対象事業	事業実施主体 (補助事業者)	補助金額及び補助率	重要な変更
肥料価格高騰緊急 対策事業 市内農業者が肥料 購入費として負担 する経費に対して 補助事業者が補助 する場合に要する 肥料費上昇分の一 部及び市内農業者 が負担する肥料費 上昇分の一部	農業協同組合、 農事組合法人、 農地所有適格法 人、特定農業団 体、その他農業 者の組織する団 体、公益社団法 人、民間事業者、 公益財団法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動 法人等及び市内 農業者個人 ※構成員等が暴 力団員（暴力団 員による不当な 行為の防止等に 関する法律（平 成3年法律第77 号）第2条第6 号に規定する法 力団員という） でないものとし る。	（（当年の肥料費－ （当年の肥料費÷1.4 ÷0.9））×0.15 ※当年の肥料費は、 令和4年6月から令 和5年2月までに購 入した肥料とし、税 抜価格とする。 ※1.4は、高騰率（肥 料価格高騰対策事業 における高騰率につ いて（令和4年10月 6日付け4農産第 2793号）で別途農産 局長が定めた数値 （肥料価格高騰対策 事業実施要領（令和 3年12月20日付け3 農産第2156号）別記 3第2の2の（3）に 基づく）。同一の高 騰率を当年の肥料費 全期間に適用する。 ※0.9は、使用量低減 率（肥料価格高騰対 策事業実施要領（令 和3年12月20日付け 3農産第2156号）別 記3第2の2の（1） に基づく） ※上記補助対象額 が、0円を下回る場 合は、0円とする。	1 事業実施主 体における事 業費の20％ を超える減  2 事業実施主 体における事 業費の増

